

## PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2013年8-9月号 | No. 8-9/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

### <ご案内>

2013年9月19日（日本時間：午後5:30～6:00）にPCT最新情報に関するウェビナー（インターネットを通じて中継するセミナー）を開催します。参加方法等の詳細は下記リンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

### Learn the PCT : 新しいビデオチュートリアル

*Learn the PCT*とは、Matthias Reischle（WIPO PCT 法務部 部長代理）によって作成された29の短編ビデオシリーズ（それぞれ約15分間）のことです。このシリーズでは、PCT手続きの国際段階と国内段階について基礎知識から重要な点まで紹介されています。

このシリーズには、基礎的なPCTトレーニングセミナーで扱った内容が含まれており、そのようなセミナーに参加しなかった方、中小企業の方、PCTのユーザ、これからPCTを利用しようと考えている方、発展途上国や後発発展途上国の方に特に有用です。

このシリーズは全体で6時間15分です。ビデオは下記リンク先からご覧になれます。

[http://www.youtube.com/playlist?list=PLsm\\_LOEppJawGEathiEBhgNEHmuHgZk9C](http://www.youtube.com/playlist?list=PLsm_LOEppJawGEathiEBhgNEHmuHgZk9C)

### PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

#### イスラエル特許庁

イスラエル特許庁（ILPO）は、国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）としてのILPOにより作成された報告に基づく、新しいPCT-PPH試行プログラムを2013年8月1日付けで開始しました。

このPCT-PPHプログラムでは、ISA又はIPEAとしてのILPOによって作成された肯定的なISA又はIPEAの書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）（つまり、少なくとも1つの請求の範囲が特許性ありと判断されている場合）を受理したPCT出願について、イスラエルの国内段階で早期審査を利用することができます。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://index.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/Madrachim/Pages/PPH.aspx>

PCT-PPH試行プログラムページは更新され、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

## **PCT 手数料の減額の適格性**

所定の PCT 手数料の減額の適用資格を有する国民及び／又は居住者の国々のリストが以下のように更新されました。また、下記のリンクから参照できます。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

国際出願を提出するためには、少なくとも出願人の 1 人が PCT 締約国の国民又は居住者でなければならないことにご注意ください (PCT 第 9 条(1))。したがって、PCT 締約国でない国々の出願人は PCT 締約国の国民及び／又は居住者である出願人と共に PCT 出願を提出しなければならない。下記の手数料減額の適用資格を有するためには、全ての出願人がそれぞれの表にリストされた国の国民、居住者である必要があります。

### **手数料の 90%減額の適用 (PCT 締約国ではない国々)**

国際出願手数料 (30 枚を超える用紙毎の手数料を含む)、補充調査取扱手数料及び取扱手数料の 90%減額の適用資格を有する出願人の国のリストが次のように修正されました：  
南スーダンが Part 1(b)と 2(b)に加わり、カーボベルデとモルディブが Part 2(b)から削除されました (ただし、両国とも Part 1(b)には残っています)。

### **欧州特許庁における所定の PCT 手数料の 75%減額の適用**

2013 年 7 月 1 日から、以下の国々は、欧州特許庁における所定の PCT 手数料の 75%減額の適用資格を有する出願人の国 (世界銀行による低所得、低中所得経済として分類された国々) のリストから削除されました。

ベリーズ  
フィジー  
イラク  
マーシャル諸島  
トンガ

### **スペイン特許商標庁における調査手数料の 75%減額の適用**

2013 年 7 月 1 日から、以下の国々は、スペイン特許商標庁における国際調査手数料の 75%減額の適用資格を有する出願人の国 (欧州特許条約締約国ではなく、世界銀行による低所得、低中所得及び高中所得経済として分類された国々) のリストから削除されました。

アルバニア  
アンティグア・バーブーダ  
チリ  
ラトビア  
リトアニア  
ルーマニア  
ロシア連邦  
セルビア  
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国  
トルコ  
ウルグアイ

## 国際事務局の閉庁日の変更

PCT Newsletter 2012年9月号には国際事務局の閉庁日として2013年10月14日と記載しましたが、2013年10月15日に変更になりました。

## PCT 最新情報

AU : オーストラリア (手数料)  
HU : ハンガリー (手数料)  
IL : イスラエル (国際出願の写しの提出、手数料の支払い)  
IN : インド (官庁の名称)  
LV : ラトビア (電子メールとインターネットアドレス)  
MG : マダガスカル (手数料)  
PH : フィリピン (所在地とあて先)  
PT : ポルトガル (手数料)  
RS : セルビア (通信手段、手数料)  
ZA : 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、国立工業所有権機関 (ブラジル)、米国特許商標庁)

取扱手数料 (オーストラリア特許庁)

## PCT 関連資料の最新／更新情報

### PCT のビデオチュートリアル

上記「Learn the PCT : 新しいビデオチュートリアル」をご覧ください。

### PCT 手数料の減額の適格性

所定の PCT 手数料の減額の適用資格を有する国民及び／又は居住者の国を示す 3 つのリストが更新されました。詳細は上記「PCT 手数料の減額の適格性」をご覧ください。

### セミナー資料

PCT 手続きを網羅したセミナー資料の英語、仏語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語版が 2013 年 8 月に更新され、以下のリンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/basic_1/document.pdf) (日本語)  
[http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf) (英語)  
[http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/basic_1/document.pdf) (仏語)  
[http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/seminar/basic_1/document.pdf) (ドイツ語)  
[http://www.wipo.int/pct/ru/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/ru/seminar/basic_1/document.pdf) (ロシア語)  
[http://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/seminar/basic_1/document.pdf) (スペイン語)

**WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー（再掲載）**

ePCT を利用した出願管理に関するワークショップを含む、国際段階や国内段階における手続きに関する上級者向け PCT セミナーを 2013 年 10 月 10 日及び 11 日にジュネーブの WIPO 本部で開催します。セミナーでは PCT 事業部の見学もごぞいます。本セミナーは特許管理者や弁理士事務所員向けで、講演者には WIPO の PCT 法務部、PCT 事業開発部、PCT 事業部から経験豊富なスタッフが参加予定です。下記ウェブサイトにて、セミナープログラム（時間やトピックス）やその他のお知らせ、オンライン登録フォームがごぞいます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=29925](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=29925)

本セミナーの登録は無料ですが、参加者は 45 人限定となっています。ご希望の方は、2013 年 9 月 13 日までに登録を行ってください。セミナーの詳細は次のアドレス宛に電子メールを送付頂ければご連絡いたします：[pct.our@wipo.int](mailto:pct.our@wipo.int)

**手数料の支払い請求に関する注意喚起****新たな請求書**

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“TPS Trademark and Patent Service”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照できます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール：[pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

**実務アドバイス****PCT 国際出願をする資格を有する出願人が記載されていることを確認する重要性  
(特に発明者がもはや出願人として記載される必要がないことを鑑みて)**

**Q:** ここ数年、PCT 締約国の国民である出願人/発明者（出願人でもある発明者）と共に、PCT 締約国でない国の住所及び国籍の企業を代理して多くの出願をしました。数日前、米国発明

法の発効後初めて、その企業を代理して出願しました。その際、発明者を米国指定のための出願人として記載する必要がなくなりましたので、当該発明者を出願人としてではなく、単に「発明者のみ」として記載しました。その結果、受理官庁から出願を補充するよう様式 PCT/RO/103 を受ました。その理由は、その出願人が PCT 締約国の国民でも居住者でもなく、国際出願をする資格を有する出願人が記載されていないというものです。どのように対応すればよいでしょうか。

**A:** 米国発明法が発効になって以来、数多くの同様のケースが国際事務局に寄せられました。当該発明法の効果の一つは、米国を指定する目的で発明者を出願人として記載する必要をなくして国際出願の提出を促すことでしたが、それにより少なくとも一人の出願人が PCT 締約国の国民及び/又は居住者であることを出願時にさらに慎重に確認すべき状況となりました。そうせずに出願が PCT 第 11 条(1)(i)の要件を満たさなければ、それにより国際出願日を認められず、結果として PCT 国際出願として処理されません。

今回の場合、お問い合わせいただいた国際出願は PCT 出願番号および受理日が認められていますが、未解決の PCT 第 11 条の欠陥が補充されない限り国際出願日は認められません。認められる国際出願日は必ずしも国際出願の受理日を指さず、補充書が受理官庁によって受理された日を指します (PCT 規則 20.3(b)(i)参照)。もし、貴殿がその欠陥を補充する立場にあれば、できるだけ早く様式 PCT/RO/103 に応答すべきです。これは (優先権主張を伴わない) 最初の出願のために出願日を得たい場合や、12 ヶ月の優先期間がまもなく満了になってしまう先の出願の優先権を主張したい場合には特に重要です。

当該求めに対する応答には、共同出願人の同意が得られた場合は、一人以上の発明者を少なくとも一つの指定国に対する出願人として記載し、これらの出願人/発明者の住所および国籍を通知することができます。この際、発明者が出願人/発明者であるという記載と彼らの住所および国籍を記載した願書様式の差替え用紙を含めることができます。もし発明者が特定の指定国 (あるいは特定の複数の指定国) に対して出願人としてみなされるのであれば、願書様式の追記欄に明記する必要があります。しかしながら、上述のように、発明者のステータスを出願人/発明者に変更することは、当該出願における権利を当該発明者に与えることになり、また、共同出願人の権利に影響を与えますので、十分注意が必要です。

その他に PCT 第 11 条の欠陥がなければ、様式 PCT/RO/103 に対する前記応答の受理官庁による受理日、つまり PCT 第 11 条に基づく要件を有効に満たすことになった日が国際出願日とみなされます。

次のような状況は貴殿の出願には該当しないかもしれませんが、場合によっては起こり得ることですのでご紹介いたします。PCT 第 11 条(1)(i)に基づく欠陥を補充することの求めに対して、国際出願が実際に受理された日には実は出願人が国際出願をする権利を有していたというような (例えば住所及び/又は国籍が間違っていて記載されていたなど) 受理官庁が満足する証拠を提出することが可能です。このような場合、そのような証拠の提出により、当該求めは、PCT 第 14 条(1)(a)(ii)及び PCT 規則 4.5 に基づく欠陥を補充するための求めとみなされ、出願人は当該欠陥の補充と国際出願日の維持が可能です (PCT 実施細則第 329 号参照)。

なお、当該国際出願を PCT-SAFE (あるいは eOLF や ePCT-Filing (現在試行段階) のような同様の出願ソフト) を利用して提出していたのであれば、出願の提出に先立ち警告メッセージを受けたはずであり、PCT 第 11 条の欠陥を避けられたと思われます。

## **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧